

堀川ギャラリーにおける展示配架基準について

堀川ギャラリーの展示配架基準は、以下のとおりです。

1 堀川ギャラリー展示スペースに展示できる資料・情報等は次のとおりとする。

- (1) 堀川、旧加藤商会ビル、堀川納屋橋地区その他堀川に関連するもの
- (2) 名古屋市内の河川・水辺に関するもの。ただし、(1)に掲げるものを優先するものとする。

2 堀川ギャラリー市民活動情報コーナーに配架・掲示できる資料等は次のとおりとする。

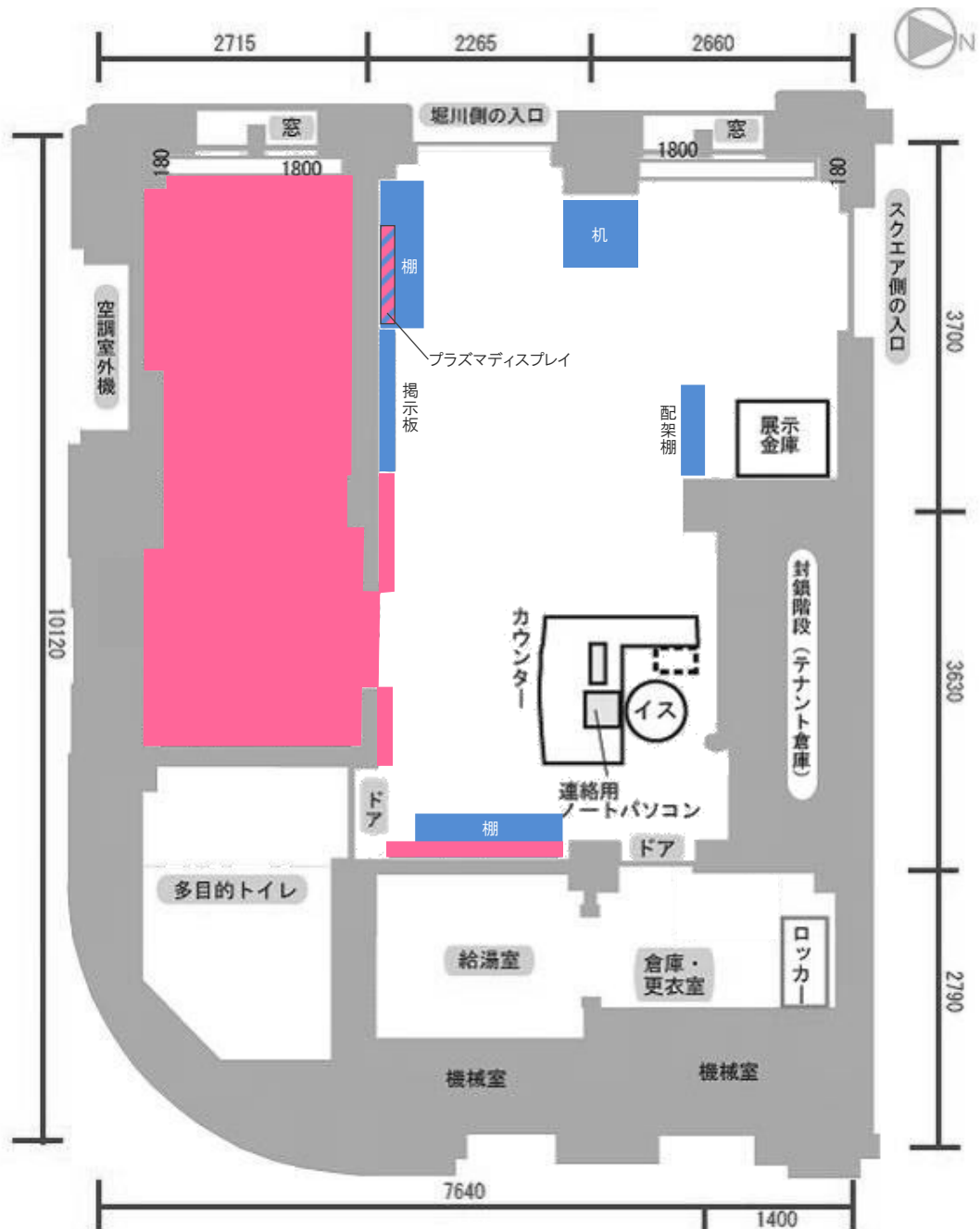
なお、配架・掲示期間は、募集期間若しくは行催事の会期までとし、それ以外のものについては、河川部担当課長（堀川総合整備）の判断で撤去することができるものとする。

- (1) 名古屋市内の河川・水辺に関する施策・事業を周知するもので以下に掲げるもの。ただし、堀川や堀川沿川のまちづくり等に関連するものを優先するものとする。
 - ① 意見募集に関するもの（パブリックコメント等）
 - ② 定期発行物
 - ③ 各種モニター、市民委員等に関するもの
 - ④ 各種基金、補助・減免制度に関するもの
- (2) 本市主催・共催の行催事案内のうち、堀川や堀川沿川のまちづくり等に関連するもの
- (3) 国・県から依頼があったもののうち、名古屋市内の河川・水辺に関するもので河川部担当課長（堀川総合整備）が適当と認めるもの
- (4) 堀川や堀川沿川のまちづくりに関連するものとして河川部担当課長（堀川総合整備）が適当と認めるもの
 - ① 広報なごやに掲載されたもの
 - ② 堀川で活動する市民団体や市外郭団体、国や県の外郭団体（以下、団体等という）が市内で開催する案内等
 - ③ 団体等が発行する啓発用チラシ・読本
 - ④ 本市及び団体等が収集した資料等
 - ⑤ 堀川ギャラリーでの展示に関するもの

3 上記1及び2について、次に該当する場合は、展示、配架・掲示を認めない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき
- (2) 営利を目的とするとき
- (3) 管理上の支障があるとき

堀川ギャラリー 平面図



凡 例



展示スペース



市民活動情報コーナー